

新型コロナウイルス感染症と予防接種（説明書）

接種を受ける前に

- 予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。
- 気になることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、長井市に質問しましょう。
- 予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。
- この予防接種は義務ではありません。接種を希望する場合は、ご本人の意思と責任で行います。

○新型コロナウイルス感染症とは

コロナウイルスのひとつである新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に感染することによって起こります。新型コロナウイルスに感染した人が咳やくしゃみ、会話をするなどウイルスが排出され、そのウイルスを含む飛沫や粒子が目、鼻、口に触れたり、吸い込んだりすることで感染します。

新型コロナウイルス感染症の症状は、発熱や、のどの痛み、咳などの風邪に似た症状が中心ですが、特に高齢者や基礎疾患がある人では、重症化する可能性が高くなっています。

○予防接種の有効性

新型コロナワクチンについては、人や動物における国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

○接種対象者

法律で決められた新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者は、次のとおりです。

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、及び ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや、及び 身体障害者手帳1級程度の障がいや、及び 方)

○予防接種を受けることができない人

次のいずれかに該当すると認められる場合には、予防接種を受けることができません。

- ① 明らかな発熱がある人（一般的に、体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 過去に予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
- ④ 上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された人

○予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなければならない人

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 過去に予防接種を受けた後、2日以内に発熱が見られた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 接種しようとするワクチンに対してアレルギーを起こすおそれのある人
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人(接種後の出血に注意)

○予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ① 予防接種を受けた後、30分間は急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日は通常の生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

○予防接種の副反応

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

副反応で主に起こる可能性のある症状としては、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などがあります。こうした症状のほとんどは、接種後数日以内に回復します。まれな頻度で、アナフィラキシー様症状（急性のアレルギー反応）がみられることがあります。

また、mRNAワクチンでは、頻度としてはごくまれですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。

※ アナフィラキシー様症状とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

○副反応が起こった場合

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱を持ってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師の診察を受けてください。その他、わからない時は下記へお問い合わせください。

○健康被害救済制度について

予防接種により健康被害（生活に支障が出るような障害が残るなど）が生じた場合、厚生労働大臣が当該予防接種と因果関係があると認定したときは、国の予防接種健康被害救済制度の補償対象となります。

《問い合わせ先》	長井市健康スポーツ課 健康推進室 予防接種担当 （電話 0238-82-8009）
----------	--